

## 前橋市ふるさと納税返礼品提供事業者 募集要領

### 1 目的

本市のふるさと納税の推進と地元物産の振興を図ることを目的に、ふるさと納税により本市へ寄附した本市外に住民登録している方（以下、「寄附者」という。）に対して、本市に関連する特産品等をお礼の品（以下「返礼品」という。）として贈呈するため、返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するもの

### 2 返礼品提供事業者の要件

次の全ての要件に合致する者は、本市のふるさと納税における返礼品を提案することができるものとする。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員でない者
- (2) 本市の魅力発信に寄与し、かつ、地域産業の振興につながる要素を持つ物品又はサービスを返礼品として提供できる者
- (3) 返礼品を本市が指定する期間内に、寄附者が指定する住所に発送できる者
- (4) 返礼品を寄附者に贈呈するにあたり、確実な履行ができる者

### 3 返礼品の要件

返礼品提供事業者は、次のいずれかに該当する物品又はサービスを返礼品として提案することができる。

- (1) 本市内において生産されたものであること。
- (2) 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。
- (6) (1)～(5)に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 本市内において提供されるサービスその他これに準ずるものであって、当該サービスの主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品であること。

ア 本市が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村内において(1)～(7)のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの

イ 群馬県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において(1)～(7)のいずれかに該当するものを群馬県及び連携する県内市町村の共通の返礼品とするもの

ウ 群馬県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品とするもの

(9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた(1)～(8)のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。

#### 4 返礼品の登録

本市ふるさと納税における返礼品を提供しようとする事業者は、返礼品提案書及び提供しようとする返礼品に係る写真、詳細情報、その他本市が求める返礼品の贈呈に必要な情報等を本市に提供するものとする。

#### 5 返礼品の提供事務

##### (1) 返礼品の価格

返礼品の価格は、物品代（サービス代）、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとする。

なお、返礼品の送料は、本市が負担する。

##### (2) 返礼品の発注

本市は、返礼品提供事業者に対し、本市が使用する寄附管理システムの情報に基づき返礼品の発注数、必要な連絡先及び送付先等の情報を提供し、宅配事業者より発行される配送伝票、電子メール又は郵送等で返礼品の発注を行う。

##### (3) 返礼品の発送

ア 返礼品提供事業者は、本市が指定する期間内に返礼品を寄附者宛てに発送すること。

イ 返礼品提供事業者は、返礼品を本市が指定する期間内に送付することが困難な場合や、本市からの発注と異なる条件で返礼品を発送する場合は、速やかに本市へ連絡すること。

ウ 返礼品の配送時に返礼品提供事業者の責に帰す理由で返礼品が破損した場合は、返礼品提供事業者がこれを負担する。返礼品提供事業者の責に帰さない理由で返礼品が破損した場合、返礼品提供事業者は、その対応について本市と協議すること。

エ 宅配事業者の配送伝票における依頼主の記載は「前橋市政策部未来の芽創造課」とし、委託先として「株式会社トラストバンク」と併記する。

なお、配送時のトラブル等により(2)によらない方法で返礼品を発注する場合は、この限りではない。

オ 返礼品提供事業者は、寄附者が返礼品の転送先を指定する場合は、配送時のトラブルを防ぐため、宅配事業者の配送伝票に寄附者名を記載すること。

#### (4) 返礼品代金の支払い

返礼品提供事業者は、返礼品の発送後、本市が指定する方法により本市に請求書を提出すること。

本市は提出された書類を審査し、支払事務を行う。

#### 6 個人情報の取り扱い

本市が提供する寄附者情報及び返礼品送付先情報については、前橋市ふるさと納税返礼品提供における個人情報取扱に関する覚書を遵守し、返礼品の発送以外の目的で利用してはならない。

#### 7 返礼品提供事業者への許諾事項

- (1) ふるさと納税専用サイト（「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」等）や本市が発行するふるさと納税ジャーナル等に、返礼品を掲載することができる。
- (2) 自社の商品等のPRを目的とし、返礼品の発送にあたり、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱することができる。

#### 8 その他

本要領に定めるもののほか必要な事項は、本市及び返礼品提供事業者で協議のうえ定める。

##### 附 則

この要領は、平成28年2月4日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和2年9月30日から施行する。